令和6年能登半島地震被災者のための 共同利用漁船等復旧支援対策事業等補助金交付等要綱

令和6年1月26日 5水管第2830号 農林水產事務次官依命通知

(趣旨)

第1 令和6年能登半島地震及びこれにより発生した津波(以下「能登半島地震等」という。)により、北陸地方において水産関係に甚大な被害が生じている。

被災した漁業者の生活を支援するためには、収入を得るために必要不可欠な漁船及び定置網等の漁具の復旧が不可欠であることに鑑み、被災した漁船、漁具を早急に復旧し、今後の漁業者の生業を再建すること及び地域の生産力を回復、復興することを目的とする。

(通則)

第2 共同利用漁船等復旧支援対策事業等補助金(以下「補助金」という。)の交付については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚災法」という。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号。以下「激甚災法施行令」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 能登半島地震等により被災した漁業者の生活を支援するため、共同で利用する漁 船及び定置網等の漁具の復旧支援対策を行い、漁業者の生業の再建及び地域の生産 力の回復、復興を目的とする。

(事業の内容等)

- 第4 本事業において実施する事業について、事業の対象、事業の内容及び事業実施主 体は次のとおりとする。
 - (1) 共同利用小型漁船建造事業
 - 事業の対象

本事業の補助対象は、令和6年1月1日以降に着手・着工した事業であって、 能登半島地震等により被害を受けた漁業者の共同利用に供する5トン以下の小 型漁船(以下「小型漁船」という。)を建造するものであると都道府県知事が 認めるものに限る。

② 事業の内容

事業実施主体が被災した小型漁船の所有者又は使用者が利用する小型漁船

を建造する事業

- ③ 事業実施主体 漁業協同組合(以下「漁協」という。)
- ④ 事業実施基準 漁協が小型漁船を建造して、漁協組合員が共同利用して操業する場合

(2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業

① 事業の対象

本事業の補助対象は、令和6年1月1日以降に着手・着工した事業であって、 能登半島地震等により被害を受けた漁業者の共同利用に供する漁船、漁労設備 及び漁具(以下「漁船等」という。)を導入するものであると都道府県知事が 認めるものに限る。

② 事業の内容

ア 漁船導入事業

事業実施主体が被災した漁船の所有者又は使用者が利用する漁船を建造又 は取得(漁労設備のみの取得を含む。以下「漁船を導入」という。) する事業

イ 漁具導入事業

事業実施主体が被災した漁具の所有者又は使用者が利用する漁具を導入する事業

③ 事業実施主体

以下のいずれかに該当する者とする。

- ア 海協
- イ 漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)
- ウ漁業生産組合
- エ 地元漁民(漁業法(昭和24年法律第267号)第62条第2項第1号へに規 定する関係地区に住所を有する漁民をいう。以下同じ。)7人以上が社員又 は株主となっている法人(株式会社にあっては、公開会社でないものに限 る。)
- オ 地元漁民が社員又は株主となっている法人(株式会社にあっては、公開会社でないものに限る。)であって、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 社員又は株主のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の7割以上であること。
 - (ii)漁業に常時従事する者の1/3以上が、社員若しくは株主であるか又は 当該社員若しくは株主と世帯を同じくする者であること。
 - (iii) 社員又は株主である地元漁民の有する議決権の合計が総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、社員である地元漁民の出資額又は株主である地元漁民の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

- カ オの法人が社員又は株主となっている法人(株式会社にあっては、公開会 社でないものに限る。)であって、次のいずれにも該当するもの
 - (i)漁業に常時従事する者の1/3以上が、社員若しくは株主であるオの法人の社員若しくは株主であるか又は当該社員若しくは株主と世帯を同じくする者であること。
 - (ii) 社員又は株主であるオの法人の有する議決権の合計が総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、社員であるオの法人の出資額又は株主であるオの法人の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。
- キ 漁協の子会社
- ク 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人(以下「公 益法人等」という。)
- ④ 事業実施基準

事業の実施のための基準は以下のとおりとする。

ア 漁船導入事業

- (i)漁協、漁連又は公益法人等が漁船を導入して、漁協の組合員又は漁連の 会員が当該漁船を共同利用して操業する場合
- (ii)漁協が漁船を導入して、自営で操業する場合
- (iii)漁業生産組合が漁船を導入して操業する場合
- (iv) ③のエからカまでに規定する法人が漁船を導入して操業する場合
- (v)漁協の子会社が漁船を導入して操業する場合

イ 漁具導入事業

- (i)漁協、漁連又は公益法人等が漁具を取得して、漁協の組合員又は漁連の 会員が当該漁具を共同利用して操業する場合
- (ii)漁協が漁具を取得して自営で操業する場合
- (iii) 漁業生産組合が漁具を取得して操業する場合
- (iv) ③のエからカまでに規定する法人が漁具を取得して操業する場合
- (v) 漁協の子会社が漁具を取得して操業する場合

(被害状況調書の作成等)

- 第5 補助を受けようとする事業実施主体は、能登半島地震等の被害を受けた事業実施 主体の組合員、社員又は株主(以下「被害組合員等」という。)に係る漁船等につ き、別記様式第1号による被害状況調書を作成し、市町村長を経由して都道府県知 事に提出するものとする。
 - 2 事業実施主体は、被害状況調書を作成する場合には、被害組合員等に必要な事項 を記載した書面を提出させ、その記載内容について審査するものとし、作成した被 害状況調書については、その記載内容に誤りがないことを証明しなければならない。
 - 3 事業実施主体及び都道府県知事は、被害を受けた小型漁船又は漁船(以下「被害漁船」という。)について審査をする場合には、被害漁船につき、次に掲げる事実の全て(総トン数1トン未満の無動力漁船である被害漁船については、(1)を除く。)があったことを確認するものとし、特に被害漁船の被害の程度の審査に当た

っては、漁船の建造又は価格の評価に知識及び経験を有する者の意見を聴くものとする。

- (1) 能登半島地震等による被害発生の際に、漁船登録を受けていたか又は登録申請中であった事実
- (2) 能登半島地震等による被害を受けた際に被害組合員等が被害漁船を所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた事実
- (3)被害漁船が能登半島地震等により沈没し、滅失し、若しくは修繕することができない被害を受けたか、又は修繕費が漁船保険評価標準により算定した保険価額以上となる損壊を受けた事実
- 4 都道府県知事は、共同利用小型漁船建造事業について、第1項の規定により事業 実施主体である漁協から被害状況調書が提出された場合には、その記載内容につい て審査の上、当該漁協の組合員に係る被害を受けた小型漁船及びその隻数並びに当 該漁協が激甚災法第11条第2項及び激甚災法施行令第23条第2項に規定する要件 に該当する漁協であるか否かを認定するものとする。

(共同利用漁船等復旧支援対策事業共同計画の作成)

- 第6 事業実施主体は、共同利用漁船等復旧支援対策事業を実施しようとするときは、 別記様式第2号により共同利用漁船等復旧支援対策事業共同計画(以下「共同計画」 という。)を作成して、都道府県知事に届け出るものとする。なお、届出の時期は、 都道府県(以下「補助事業者」という。)への交付申請と同時で差し支えない。
 - 2 共同計画は、地域における共同利用の取組を進めるものとなるように次の事項について記載するとともに、共同計画に参加する漁業者の被害状況調書を添付するものとする。
 - (1) 共同組織に関する事項
 - (2) 共同の取組に関する事項
 - ① 省エネの取組に関する事項
 - ② 生産性の向上の取組に関する事項
 - ③ 資源管理の取組に関する事項
 - (3) その他特記すべき事項

(事業の実施)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、第10第1項の規定による交付申請書に、補助を受けようとする事業実施主体から提出された被害状況調書及び共同計画(共同利用漁船等復旧支援対策事業を実施する場合に限る。)を添付するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第8 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、補助事業者が行う第4第1号及び第2号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分(以下「区分」という。)及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第9 別表の区分の欄に掲げる I 及び II の事業の経費については、それぞれ相互に流用 してはならない。

(申請手続)

- 第10 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第3号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。
 - 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該 補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税 に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係 る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第 226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得 た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを 減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第11 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第12 大臣は、第10第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、 補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対 しその旨を通知するものとする。
 - 2 第10第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第13 補助事業者は、第10第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、 第12第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその 旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第14 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4 号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1)区分ごとに配分された額を変更しようとするとき (第15に規定する軽微な変更

を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。)。

- (2)補助事業の内容を変更しようとするとき(第15に規定する軽微な変更を除く。)。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて大臣の承認を受けることができる。
- 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、 又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第15 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変 更以外の変更とする。
 - (1) 別表の区分の欄に掲げる I の事業において、共同利用小型漁船ごとの建造に要する経費の増加又は 30%を超える減少
 - (2) 別表の区分の欄に掲げるIの事業において、共同利用小型漁船ごとの計画総トン数の増加又は30%を超える減少
 - (3) 別表の区分の欄に掲げる I の事業において、事業実施主体ごとの無動力船及び動力船別の隻数の変更
 - (4) 別表の区分の欄に掲げるⅡの事業において、共同利用漁船ごとの建造、中古船の取得・運搬・修繕に要する経費の増加又は30%を超える減少
 - (5) 別表の区分の欄に掲げるⅡの事業において、共同利用漁船ごとの計画総トン数の増加又は30%を超える減少
 - (6) 別表の区分の欄に掲げるⅡの事業において、事業実施主体ごとの無動力船及び動力船別の隻数の変更
 - (7) 別表の区分の欄に掲げるⅡの事業において、漁具ごとの資材及び設置に要する 経費の増加又は30%を超える減少
 - (8) 別表の区分の欄に掲げるⅡの事業において、別表の経費の欄の1、2及び3の 経費の相互間における30%を超える流用

(事業遅延の届出)

- 第16 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
 - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を 記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができ る。

(状況報告)

第17 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第7号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要がある と認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求め ることができる。

(概算払)

第18 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、 別記様式第7号による概算払請求書を大臣及び官署支出官である水産庁長官に提 出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

- 第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第8号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第14 第1項第3号の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
 - 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、 翌年度の4月30日までに別記様式第9号による年度終了実績報告書を作成し、大 臣に提出しなければならない。
 - 3 第10第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 4 第10第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第10号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第20 大臣は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の 審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決 定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額 を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその 額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ず るものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は、90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第21 補助事業者は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助 事業に関し、違約金、返還金その他の補助金に代わる収入があったこと等により補 助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額し て作成した実績報告書を第19第1項の規定に準じて提出するものとする。
 - 2 大臣は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項の規 定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第20第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第22 大臣は、第14第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第12第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1)補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若し くは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3)補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為 をした場合
 - (4) 間接補助事業者(補助事業者から補助金の交付を受ける者をいう。以下同じ。) が、間接補助事業(間接補助事業者が行う第4第1号及び第2号に掲げる事業を いう。以下同じ。)の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金(補助事業者から交付される補助金をいう。以下同じ。) を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する 必要がなくなった場合
 - 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、 前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの 期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ず るものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3 項の規定(括弧書を除く。)を準用する。

(漁船等の管理運営等)

- 第23 事業実施主体は、この事業により取得した漁船等については、当該漁船等の適正 かつ効率的な管理及び利用を図るため、管理規程を定めなければならない。
 - 2 前項の管理規程には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 利用者の範囲
 - (2) 管理及び利用の方法
 - (3) 利用料の額及び徴収方法(共同利用の場合)
 - (4) その他管理及び利用のために必要な事項

(補助事業者の管理、監督及び指導)

- 第24 補助事業者は、事業実施主体に対し、建造又は取得した漁船等の検査を行わなければならない。
 - 2 補助事業者は、この事業の円滑かつ適正な推進を図るため、市町村及び関係機関 との間に緊密な連携を確保するとともに、他の計画・施策との整合性及び関連性に 配慮しつつ、必要な指導及び助言を行うものとする。

(指導及び助言)

第25 国は、この事業の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。

(財産の管理等)

- 第26 補助事業者は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、 その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(補助金の経理)

- 第27 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の 収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
 - 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に 規定する帳簿等に加え、別記様式第11号による財産管理台帳その他関係書類を整 備保管しなければならない。

4 前3項及び第28に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第28 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上 科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による補助金調書 を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第29 補助事業者は、第10第1項の規定による交付の申請、第13の規定による申請の 取下げ、第14第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第16第1項の 規定による事業遅延の届出、第17の規定による状況報告、第18の規定による概算 払請求、第19第1項の規定による実績報告、第19第2項の規定による年度終了実 績報告及び第19第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告(以下「交 付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、共通申請サー ビス等の補助金申請システム(以下「システム」という。)を使用する方法により 行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合 において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、 当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
 - 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
 - 3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
 - 4 補助事業者が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行 う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従 わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第30 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第9、第14 から第17まで、第19、第21第1項、第22、第26及び第27の規定に準ずる条件 並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(大蔵省令に期間の定めがない財産についてはこの限りでない。)においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとすること。

- ① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に 補助率を乗じた金額を納付すること。
- ② 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- (3) 前号の規定による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

附 則(令和6年1月26日) この通知は、令和6年1月26日から施行する。

	区	分			វ៉ា	径	7	\$		補具	功 率
Ι		川用小型 建造事業	る共同るもの	司利用のに要	引小型漁魚 でする経済	船の建造	に要する約 て、都道M	する漁協が実施 Mと費のうち次に 守県が補助する	掲げ	条第1 める率 (都道	府県が
			建造 营 1	費 無動 船	- / ** .					下らな	の2を い率に 助をす には、
				標		備(口蓋		、塗装、舵、そ 、ドレンチプラ		する経 道府県	助に要 費(都 が3分 超える
			2		船体 船体(船 装置、塗 準的な装	装、甲板 備(口蓋	被覆、舵	ジ等)、揚錨、 、マスト、その 、ドレンチプラ 等)	他標	率をはるに要なる。	る場のののる を経動 を経動 を経費
				,	主機関(j	関(機関 推進機、	本体)、	却器を含む機関 その他標準的な 装置、操舵装置	装備)	分の1
					コンパスGPS)	航海灯、 、無線通 、魚群探 動操舵装	信装置、 知機、揚	集魚灯、レータ 測位装置(デッ網・縄機(ウイ 也漁業に必要な	,カ、 ンチ		
П		1支援対	の取得の取得	导・値 导・部	を繕、共同 と置に要っ	司利用にする経費は	供するため	共するための中 めの漁具、漁労 都道府県が補	設備	都道府	県3分

1 漁船建造費

(1) 無動力船

ア船体

船体(船殻、船倉等)、敷板、塗装、舵、その他標準的な装備(口蓋、防舷材、ドレンチプラグ、アンカー等)

(2) 動力船

ア船体

船体(船殻、船倉、ブリッジ等)、揚錨、係 船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その 他標準的な装備(口蓋、防舷材、ドレンチプ ラグ、配線・配管工事、アンカー等)

イ機関

主機関(過給機及び空気冷却器を含む機関本体)、補機関(機関本体)、その他標準的な装備(軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等)

ウ設備関係

発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置(デッカ、GPS)、魚群探知機、揚網・縄機(ウインチ等)、自動操舵装置、その他漁業に必要な標準的な設備

- 2 中古船取得・修繕費 中古船の取得費、運搬費及び修繕費
- 3 漁具
 - (1) 資材費 網、かご、サンドバッグ、アンカー等
 - (2)設置費 漁具の漁場設置費